

阿見町部活動地域移行検討委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、茨城県地域クラブ活動ガイドライン(「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」の策定について)(令和5年2月3日ス推第201号)別紙。以下「ガイドライン」という。)及び阿見町部活動の運営方針(令和5年2月阿見町教育委員会策定。以下「町方針」という。)に基づき、阿見町立中学校における部活動の地域移行に向けた課題解決を図り、もって部活動の地域移行の実現に寄与することを目的に設置する阿見町部活動地域移行検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用される用語の意義は、ガイドライン及び町方針で使用される用語の例による。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、阿見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動及び地域クラブ活動その他これらに準じる活動の現状把握に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に伴う課題の調査に関すること。
- (3) 部活動の地域移行に係るモデルエリア等の選定に関すること。
- (4) その他部活動の地域移行のため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検討委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町立中学校の校長
- (2) 阿見町スポーツ協会の代表者
- (3) 阿見町スポーツ少年団の代表者
- (4) 阿見町文化芸術振興審議会の代表者
- (5) 阿見町文化協会の代表者
- (6) 阿見町立中学校の保護者の代表者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱した日の属する年度から2年後の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。